

大分県保育士修学資金貸付等制度 (就職準備金)

－ 貸付・返還の手引き －

平成28年度版

【書類の提出先及び問い合わせ先】

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
福祉資金部福祉資金課「保育士就職準備金」担当係
〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41
電話：097-515-7771
FAX：097-515-7772

※申請書、添付書類、その他様式は、大分県社会福祉協議会のホームページ
www.oitakensyakyo.jp/ からダウンロードできます。

目 次

1. 制度の概要..... P. 1	8. 返還の債務の裁量免除.....P. 4
(1) 概要と目的	(1) 免除対象
(2) 貸付対象者	(2) 返還額の算出方法
(3) 貸付額及び資金の使途	(3) 提出書類
(4) 利 子	(4) 免除の決定
(5) 連帯保証人	
2. 貸付の申請..... P. 1	9. 現況確認..... P. 4
(1) 申請方法	(1) 提出書類
(2) 連帯保証人	(2) 提出期限
(3) 他の貸付制度との併用	
3. 貸付の決定と交付..... P. 2	10. 届出の義務..... P. 5
(1) 貸付決定	11. 退職したときの手続き..... P. 5
(2) 提出書類	(1) 退職した日の翌月までに、大分県内等において保育業務に再就職した場合。
(3) 資金の交付	(2) 退職した日の翌月までに、大分県内等で保育業務に再就職できなかった場合。
4. 貸付契約の解除..... P. 3	(3) 今後、大分県内等において保育業務に就かない場合。
5. 返還の債務の当然免除..... P. 3	12. 返還債務の免除に係る 対象業務..... P. 6
(1) 免除の条件	13. 諸様式一覧..... P. 7
(2) 提出書類	14. 申請・届出に必要な 書類一覧..... P. 8
(3) 免除の決定	15. 申請から免除までの フロー..... P. 10
6. 返 還..... P. 3	16. FAQ よくお問い合わせ いただくご質問..... P. 11
(1) 返還対象	17. 諸様式..... P. 14
(2) 提出書類	
(3) 返還方法	
(4) 返還口座	
7. 返還の債務の履行猶予..... P. 4	
(1) 猶予対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出期限	
(4) 猶予の決定	

1. 制度の概要

(1) 概要と目的

- ① この貸付制度は、大分県における保育人材の確保を図るため、保育士資格を有しているものの、保育士として勤務していない方が、大分県内等において保育士として児童の保護等の業務（以下、「保育業務」という。）に従事しようとする場合に無利子で、就職準備金を貸し付ける制度です。
- ② 大分県内等（※1）の保育所等において保育業務に2年間引き続き従事した場合は返還債務の全部が免除されます。なお、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により保育業務に従事できなかった期間は免除対象の従事期間には含まれません。

（※1）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合や、東日本大震災の被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）において業務に従事する場合など、一部県外も含まれます（以下、同じ）。

〈詳細は、P. 6の12. 返還債務の免除に係る対象業務“1 業務従事区域”を参照〉

(2) 貸付対象者

次の要件をすべて満たす方。

- ① 申請時において申請者又はその配偶者若しくは一親等の親族が大分県内に住民登録している方。
- ② 保育士登録後1年以上経過している方。
- ③ 以下に掲げる施設又は事業を離職後1年以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない方。
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- ④ 大分県内等の保育所等（詳細は、P. 6の12. 返還債務の免除に係る対象業務“2 業務従事施設等”を参照）に平成28年4月1日以降に、新たに保育業務に従事する（した）方。なお、週30時間以上の勤務時間が必要です。
- ⑤ 他の都道府県の本就職準備金を借り受けておらず、また、これまでに本就職準備金の貸付けを受けたことがない方。

(3) 貸付額及び資金の用途

- ・貸付額：400,000円以内（1回限り）
- ・資金の用途：転居費用、被服費、従事に必要な研修費用、通勤に要する移動用自転車購入費等就職時に必要となる費用

(4) 利子

貸付利子は無利子です。

ただし、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかった場合は、返還すべき額につき、年5%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

(5) 連帯保証人

申請には連帯保証人が必要です。

2. 貸付の申請

(1) 申請方法

貸し付けを受けようとするときは「1 (2) 貸付対象者」をご確認のうえ、次の書類を大分県社会福祉協議

会（以下、「県社協」という。）にご提出下さい。

***募集定員に達し次第、締め切りと致しますので、県社協のホームページにてご確認ください。**

- ① 就職準備金貸付申請書（第1号様式）
- ② 履歴書（第2号様式）
- ③ 貸付申請に係る同意書及び誓約書（第3号様式）
- ④ 都道府県知事が証する保育士証の写し
- ⑤ 大分県保育士・保育所支援センターの求職者登録証明 ← 大分県保育連合会↓にて登録・証明できます。
 《〒870-0907 大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館3階 TEL:097-551-5513》
- ⑥ 申請者及び連帯保証人の住民票
- ⑦ 申請者及び連帯保証人の所得証明書
- ⑧ 業務従事証明書（第8号様式）…新たに保育業務に就職したこと（すること）を証明できる雇用契約書・辞令・内定書等（←いずれも雇用形態、勤務開始日及び週の所定労働時間数が明記されていること）の写しを添えたもの。なお、保育業務に勤務した経験がある場合には、直近の保育業務勤務（退職）先のものも必要になります。
- ⑨ 申請チェックリスト（P28に様式有）
- 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
 * その他、必要な場合は上記以外の書類の提出を求められることがあります。

(2) 連帯保証人

連帯保証人は、原則として大分県内に住所を有し、貸付申請者の世帯と生計を異にする成年者とします。ただし、県社協会長が認める場合、大分県外に住所を有する方でも差し支えないものとします。

(3) 他の貸付制度との併用

以下の制度との併用はできません。

- ・生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度

* なお、本制度の貸付決定後（貸付期間中）に重複での借り入れが判明した場合は、本就職準備金の契約を解除し、貸付金については一括で返還を求められることがあります。

3. 貸付の決定と交付

(1) 貸付決定

貸し付けの可否を「就職準備金貸付決定通知書」、または「就職準備金貸付不承認通知書」により申請者及び連帯保証人へ通知します。

※. 審査のうえ貸付の可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

(2) 提出書類

「貸付決定通知書」を受け取った日から14日以内に下記①～④の書類を提出して下さい。

- ① 就職準備金借用証書（税法上の義務により借入金額に相応の収入印紙を貼付し、割り印をしていただきます。）
 【印紙税額】1万円未満：非課税、10万円以下：200円、10万円超50万円以下：400円
- ② 印鑑登録証明書（申請者と連帯保証人分）
- ③ 振込口座届（第4号様式）
- ④ 振込口座通帳のコピー（支店名、口座番号、名義のわかるページ）
- 既に就職済み（平成28年4月1日以降）の場合は、返還猶予申請書（第7号様式）

(3) 資金の交付

貸付契約後、貸付金は一括交付となります。

4. 貸付契約の解除

以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付契約が解除されます。

- ・貸付決定を受けて14日以内に借用証書等を提出しないとき。
- ・退職したとき、若しくは内定が取り消されたとき。
- ・心身の故障のため、勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ・就職準備金の貸付けを辞退したとき。
- ・死亡したとき。
- ・その他就職準備金の貸付けの目的を達する見込みがないと認められるとき。

5. 返還の債務の当然免除

一定の要件を満たした場合は、就職準備金の返還が全額免除されます。ただし、週の所定労働時間数が30時間を超えること（残業時間を含めることはできません。）。

(1) 免除の条件

- ① 大分県内等において2年間引き続き保育業務に従事したとき。
- ② 借受人が上記①の保育業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 提出書類

- ① 返還免除申請書（第6号様式）
- ② 業務従事証明書（第8号様式）
- ③ (1)②の場合、当該理由についての証明書となる医師の診断書等の写し。

(3) 免除の決定

返還免除の可否を審査決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

6. 返 還

(1) 返還対象

以下のいずれかに該当することとなった場合、当該返還理由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしていただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 大分県内等において、保育業務に従事できなかったとき。（猶予の特例を除く）
- ③ 大分県内等において、保育業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 保育業務外の事由により死亡し、または心身の故障により保育業務に従事できなくなったとき。
- ⑤ 申請内容や借入れ後の届出等に虚偽の内容があったとき。

(2) 提出書類

返還計画書（第5号様式）

(3) 返還方法

資金の返還は、全額（裁量免除に該当する方は、当該計算式により算出された返還額）について、一括、または元金均等の月賦（返還期間12ヶ月以内払いの方法により返還しなければなりません。なお、繰り上げて返還することは可能です。

(4) 返還口座

返還金は指定する県社協の口座に振り込みをしていただきます。

*** 振込手数料は借受人負担となります。なお、振込人名義は必ず借受人名義として下さい。**

7. 返還の債務の履行猶予

貸付契約が解除されたとき等は、その日の属する月の翌月から、就職準備金を返還する義務が生じます。ただし、一定の条件を満たした場合には、返還猶予を受けることができます。

(1) 猶予対象

以下のいずれかに該当することとなった場合。

- ① 大分県内等において、保育業務に従事している場合。
なお、免除要件を満たすためには3ページの「5. 返還債務の当然免除」を確認して下さい。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(2) 提出書類

- ① 返還猶予申請書（第7号様式）
- ② 業務従事証明書（第8号様式）等、事由を証明する書類

(3) 提出期限

当該理由が生じた日から14日以内

(4) 猶予の決定

申請に基づき返還猶予の可否及び期間を決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

8. 返還の債務の裁量免除

(1) 免除対象

大分県内等において、1年以上保育業務に従事したと認められるとき。

ただし、本人の責による事由で免職、または特別な事情がなく退職した方については免除対象となりません。

(2) 返還額の算出方法

免除の額は、大分県内等において保育業務に従事した期間を、24で除して得た数値を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(3) 提出書類

返還免除申請書（第6号様式）

(4) 免除の決定

返還免除の可否を審査決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

9. 現況確認

返還が免除されるまで、毎年4月1日現在の状況について報告書を提出していただきます。

(1) 提出書類

- ① 現況報告書（第9号様式）

- ② 返還猶予申請書（第7号様式）
- ③ 業務従事証明書（第8号様式）

(2) 提出期限

毎年4月15日まで

10. 届出の義務

下記のいずれかに該当するときは、その理由が生じた日から14日以内に所定の様式に証明する書類を添えて提出して下さい。また、下記に掲載していない事項について県社協から連絡を受けた場合も同様に提出して下さい。

*** 期日までに書類が提出されないときは、返還開始の手続きに移行しますのでご注意ください。**

- ・申請時に内定中だった方が正式に採用されたとき。[異動届（第10号様式）]、[返還猶予申請書（第7号様式）]及び[業務従事証明書（第8号様式）]
- ・借受人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。[異動届（第10号様式）]
- ・連帯保証人の住所、氏名若しくは勤務先等に変更があったとき。[異動届（第10号様式）]
- ・就職準備金の貸し付けを辞退するとき。[異動届（第10号様式）]
- ・死亡その他の理由により連帯保証人を変更したいとき。[連帯保証人変更届願（第12号様式）]
- ・借受人が死亡したとき。[借受人死亡届（第11号様式）]
- ・保育士として保育業務に従事し始めたとき。[異動届（第10号様式）]及び[業務従事証明書（第8号様式）] ← 該当者に限る。
- ・保育業務に従事しなくなったとき。 → 次章「11. 退職したときの手続き」を参考にして下さい。

11. 退職したときの手続き

(1) 退職した日の翌月までに、大分県内等において保育業務に再就職した場合。

- ① 提出書類
 - ・異動届（第10号様式）
 - ・業務従事証明書（第8号様式）2枚 ← 退職した事業所分と再就職した事業所分が必要です。
- ② 提出期限
退職日から14日以内

(2) 退職した日の翌月までに、大分県内等で保育業務に再就職できなかった場合。

- ① 提出書類
 - ・異動届（第10号様式）
 - ・業務従事証明書（第8号様式） ← 退職した事業所分。
 - ・返還免除申請書（第6号様式） ← * 該当者に限る。
 - ・返還計画書（第5号様式）
- ② 提出期限
退職日から14日以内

(3) 今後、大分県内等において保育業務に就かない場合。

→ * 退職日の翌月から返還金が生じます。

- ① 提出書類
 - ・異動届（第10号様式）
 - ・業務従事証明書（第8号様式）

- ・返還免除申請書（第6号様式） ← *該当者に限る。
- ・返還計画書（第5号様式）

② 提出期限

退職日から14日以内

12. 返還債務の免除に係る対象業務

返還債務の免除に係る対象となる業務は、以下の業務従事区域及び施設等とする。

1 業務従事区域

(1) 大分県の区域

(2) 国立児童自立支援施設等(※)において業務に従事する場合は、全国の区域

※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。

(3) 東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）

2 業務従事施設等

〔※. 業務従事証明書（第8号様式）の「施設の種別」については、下記から選択し記入して下さい〕

(1) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

ア 教育時間の終了後に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

イ (3)に定める「認定こども園」へ移行を予定している施設

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」

(4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって、法第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの

(5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、児童福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第11号）第1条の32の3で定める施設

(6) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、法第34条の8第1項の事業及び同法同条第2項の届出を行ったもの

(7) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、児童福祉法施行規則第1条の8に該当するもの

- (8) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設
- (9) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
- ア 法第59条の2の規定により届出をした施設
 - イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
 - エ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

13. 諸様式一覧

※. コピーしてご利用下さい。ホームページからもダウンロードできます。

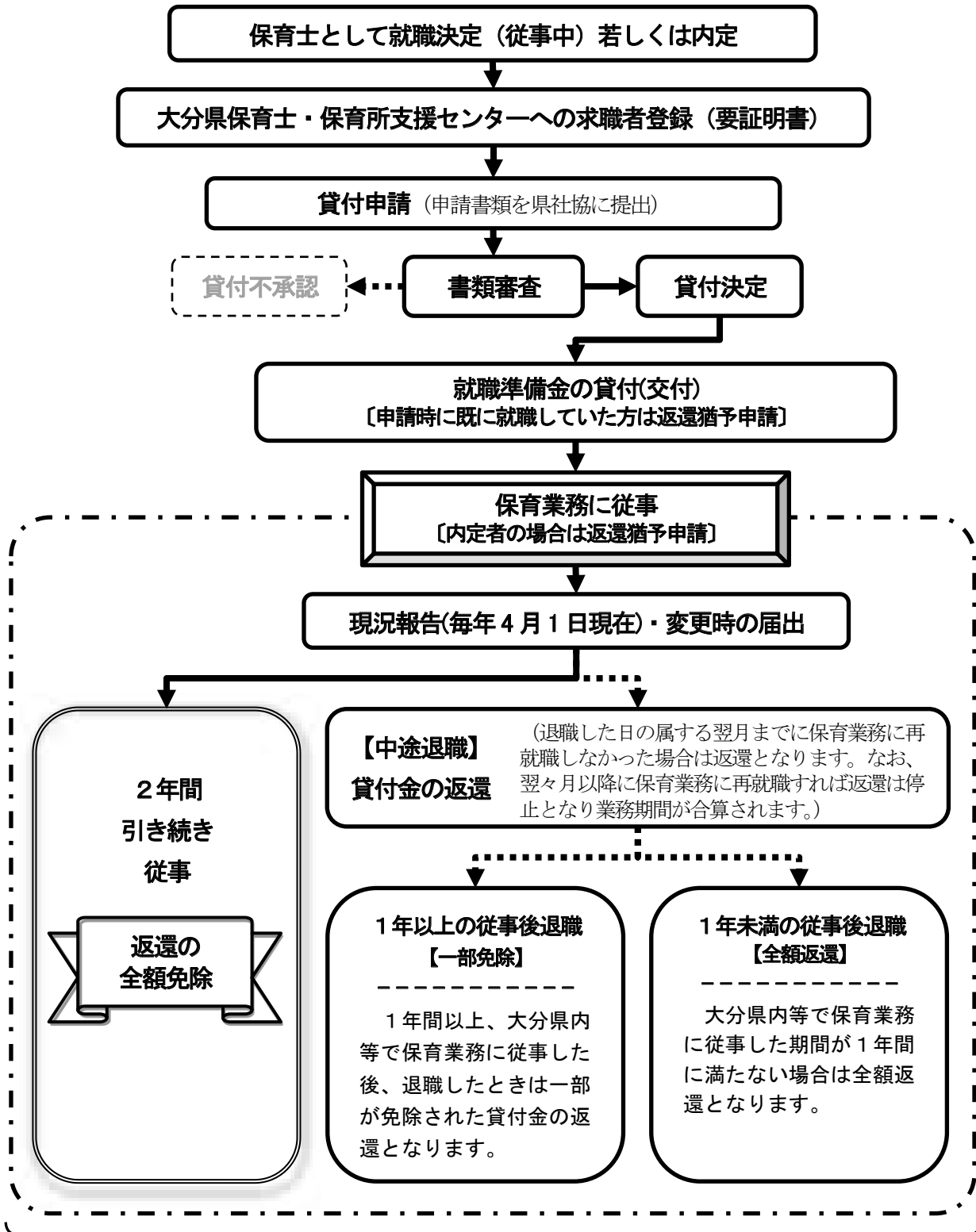
様式番号	様式名称	ページ
第1号様式(準)	就職準備金貸付申請書 (※ A4両面印刷かA3に1枚印刷のこと)	P. 14～15
第2号様式(準)	履歴書 (※ 1面で不足の場合はA4両面印刷かA3に1枚印刷のこと)	P. 16～17
第3号様式(準)	貸付申請に係る同意書及び誓約書	P. 18
第4号様式(準)	振込口座届	P. 19
第5号様式(準)	返還計画書	P. 20
第6号様式(準)	返還免除申請書	P. 21
第7号様式(準)	返還猶予申請書	P. 22
第8号様式(準)	業務従事期間証明書	P. 23
第9号様式(準)	現況報告書	P. 24
第10号様式(準)	異動届	P. 25
第11号様式(準)	借受人死亡届	P. 26
第12号様式(準)	連帯保証人変更願	P. 27
申請チェックリスト		P. 28

※. 申請書類等の記入・提出にあたって

- ・申請書類等は、必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入して下さい。
- ・各項目について記入漏れのないよう正確に記入して下さい。記入漏れや添付書類に不備があった場合は受付ができません。
- ・記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押して下さい。
- ・提出する申請書類等はコピーをとり、お手元に保管して下さい。
- ・記入方法等、ご不明な点がございましたら、県社協までお問い合わせ下さい。

区分	こんなとき	必要書類	注意事項	手引き該当箇所	
		様式・その他添付書類		頁	項目
業務 従事 中	返還が免除されるまで (*毎年、4月1日現在)	・現況報告書 (第9号様式) ・返還猶予申請書 (第7号様式) ・業務従事証明書 (第8号様式)	提出期限は毎年、4月15日まで	4	9. 現況確認
退職 時 等	退職① 退職した翌月までに、 大分県内等で保育業務 に再就職したとき	・異動届 (第10号様式) ・業務従事証明書 (第8号様式) ←退職した事業所分と、再就職した事業所分の各1枚、計2枚が必要です。	"業務従事証明書、に事業主証明が必要	5	11. 退職したときの手続き
	退職② 退職した翌月までに、 大分県内等で保育業務 に再就職できなかったとき	・異動届 (第10号様式) ・業務従事証明書 (第8号様式) ←(退職した全ての事業所分が必要) ・返還免除申請書 (第6号様式) ↑ * 該当者に限る。 ・返還計画書 (第5号様式)	"業務従事証明書、に事業主証明が必要	5 4 3	11. 退職したときの手続き 8. 返還の債務の裁量免除 6. 返還
	退職③ 今後、大分県内等で保 育業務に就かないとき	・異動届 (第10号様式) ・業務従事証明書 (第8号様式) ↑ * 保育業務に従事した全ての事業所分 ・返還免除申請書 (第6号様式) ↑ * 該当者に限る。 ・返還計画書 (第5号様式)	"業務従事証明書、に事業主証明が必要	5 4 3	11. 退職したときの手続き 8. 返還の債務の裁量免除 6. 返還
免除 要件 達成 時	保育業務に2年間引き続き 従事したとき	・返還免除申請書 (第6号様式) ・業務従事証明書 (第8号様式) ↑ * 保育業務に従事した全ての事業所分 (従事期間が通算して2年間を満たすこと。1枚で満たせば1枚のみで可)	※. 複数の事業所において保育業務に従事し、引き続き2年間を満たす場合は、第8号様式は通算して2年間を満たしていることがわかる複数枚が必要になります。	3	5. 返還の債務の当然免除

15. 申請から免除までのフロー



***** 届出義務 *****

貸付が決定した後は、借用証書等の提出をはじめ、毎年4月1日における現況報告や申請時から異動事項が生じた場合はその都度必要書類（様式を使用）を、14日以内に提出していただく義務があります。

なお、提出されない場合、交付（振込）ができないほか、返還になりますので、“手引き”を参照のうえ厳守して下さい。なお、“手引き”は返還が免除（または返還が完了）されるまで大切に保管しておいて下さい。

16. FAQ よくお問い合わせいただくご質問

問1：申し込みは市町村社会福祉協議会を経由するのですか？

答：直接、大分県社会福祉協議会にお申し込み下さい。市町村社会福祉協議会や市町村の役所は申し込みや返還には関わりません。

問2：知人から「“保育士就職準備金”は、返さなくても良いお金だからもらった方がいいよ。」と聞きましたが、本当でしょうか？

答：いいえ、“保育士就職準備金”はあくまでも貸付制度ですから、返還していただくものです。ただし、要件（大分県内で2年間引き続き保育業務に従事）を満たせば返還が免除されます。したがって、要件を満たさなければ返還していただきます。

問3：連帯保証人がいなければ利用できませんか？

答：要件を満たせば返還免除が可能な資金ですが、貸付事業なので連帯保証人は必ずお一人必要です。したがって、連帯保証人無き場合は申込みができません。

問4：連帯保証人が仮に亡くなった場合、新たな連帯保証人がいなければどうなりますか？

答：貸付金制度ですので、必ずどなたかに連帯保証人になっていただく必要があります。もし新たな連帯保証人がいない場合は返還していただくこととなります。

問5：平成28年6月に保育士として就職したのですが、準備金は利用できますか？

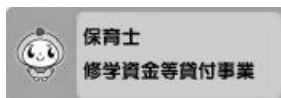
答：平成28年4月1日以降に保育士として保育業務への就職であればご利用できます。
平成28年3月31日以前に就職された方はご利用できません。

問6：保育士ですが、大分県保育士・保育所支援センターに求職者登録しなければ申込みができないのは何故ですか？

答：本制度は、慢性的な保育士の人材不足解消を図ることを目的としており、大分県保育士・保育所支援センターが保育士の資格を保有される方を把握し、将来にわたり保育士として活躍していただくことを目的に登録していただきます。

問7：申請書等必要書類はどこで入手できますか？

答：大分県社会福祉協議会に来ていただければお渡しできますが、大分県社会福祉協議会のホームページ（右の中程にある↓をクリック）からダウンロードしたもので大丈夫です。



“保育士修学資金等貸付け事業”貸付・返還の手引き、様式集にある必要な申請書等を印刷して使用して下さい。なお、その際、第1号様式（準）就職準備金貸付申請書と第2号様式（準）履歴書については、必ず両面印刷してご使用下さい。

問8：申請書等への押印は実印ですか？

答：認印で構いません。借ることが決定すれば“借用証書”に印鑑登録した実印での押印が必要となりますが、申請時には認印です。

問9：“就職準備金貸付申請書”に就職準備金の使途・金額を記入しましたが、領収書を捨ててしまったものがあります。こんなときはどうすればよいのですか？

答：領収書や請求書等の写しは不要です。

問10：返還が免除されるためには正規職員でなければいけませんか？

答：雇用形態は正規・非正規を問いません。週の所定労働時間数が30時間以上で雇用され保育業務に従事することが要件です。

問 11：保育所に内定が決まったのですが、申込みはできますか？

答：できます。ただし、申込みにあたっては、対象となる施設・業務に該当するかを確認のうえ、雇用形態（正規・非正規かは問いません。）や勤務開始日及び週の勤務時間数（週の所定労働時間数が30時間以上で雇用されることが必要です。）が明記された内定書の写しを添付していただく必要があります。

問 12：申込みは郵送でも可能ですか？

答：郵送でもお持込でも可能です。なお、記入の間違い、必要書類や押印漏れ等にご注意下さい（“申請者チェックリスト”で必要書類に不備・漏れがないか確認のうえ郵送かお持込下さい。）。

問 13：返還の免除要件にある“2年間引き続き保育業務に従事したとき”というのは、同じ児童福祉施設で従事しなければいけないということですか？

答：就職した児童福祉施設で2年間（以上）引き続き保育業務に従事でも大丈夫ですし、期間を空けずに転職した場合も大丈夫です。ただし、転職時は、退職した日の属する月の翌月までに再就職（例：2月28日付けで退職→3月31日までに児童福祉施設に再就職されれば引き続きとなります。）されれば引き続きとなりますが、翌月までに再就職できない場合は返還していただくこととなります。なお、返還が始まって数ヶ月後に保育業務に再就職されれば、返還は停止し業務期間は加算され、通算して2年間に満たせば返還免除となりますが、再就職されるまでに返還したお金についてはお返しすることはできません。

ご注意していただきたいのは、いずれの場合も届けが必要となりますので、“貸付・返還の手引き”をご覧くださいのうえ、速やかに必要書類の提出をお願いします。

免除要件の2年間については、週30時間（以上）の勤務を引き続き（通算して）24ヶ月（以上）と解釈して下さい。

問 14：「放課後児童健全育成事業」に午後の2～3時間パートで就職を検討していますが、この制度を利用することは可能ですか？

答：児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、法第34条の8第1項の事業及び同法同条第2項の届出を行ったものであれば返還債務の免除に係る対象業務に該当し、雇用形態についても正規・非正規を問いませんが、勤務時間数が週30時間以上と定められていますので、残念ながら、勤務時間数が達しないため、本制度の利用はできません。

問 15：認可外保育所に就職した場合も申込みできますか？

答：認可外保育所の場合、「指導監督基準を満たす旨の証明書の交付（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を受けていれば対象となり、申込みできます。交付を受けているか否かについては、保育所または大分県子ども未来課 幼児保育・保育班にお尋ね下さい。なお、就職先が対象となる施設かどうかについては、“実施要綱”の「別表-修学資金の返還債務の免除に係る対象業務」、または“貸付・返還の手引き”の「13. 返還債務の免除に係る対象業務」でご確認下さい。いずれにしても、児童福祉法や学校教育法等の法律に基づき県の認可等を受けている施設が対象となります。

問 16：この保育士就職準備金はいつまでありますか？

答：国が3年間の予算措置をしています。国の動向によりますので確たるお答えはできかねます。ご了承下さい。

問 17：結婚するまで保育士として保育の経験が6年間あります。退職して12年経ちます。この度、認可保育所に所長として採用（管理職としての採用ですが保育業務も少しします。）されることになりましたが、申込みはできますか？

答：保育士登録後1年以上経過・保育士業務離職後1年以上経過の要件はクリアしていますが、それに加え、週30時間以上保育業務に従事することも要件です。保育所には保育士をはじめ事務職、調理師等の方が従事されていますが、あくまでも保育業務に従事することが必須です。所長ということであれば通常は管理職業務が主体で繁忙となり、児童と接する機会は多いものの、実際の保育業務は過少と判断され、週40時間のフルタイムで従事したとしても、本制度の主旨には該当しません。ただし、所長であっても、週40時間のうち30時間以上

は保育業務に従事するという事で職員配置基準に保育士として届け出られ、実際に週30時間以上保育業務に従事することが明白な場合は申込みが可能です。

問18：大分県社会福祉協議会のホームページをスマートフォンでみて、申請したいと思っておりますが、自宅にパソコンとプリンターが無く、様式を印刷できません。どうしたら良いでしょうか？

答：大分県社会福祉協議会に連絡くだされば、必要書類は郵送させていただきます。

問19：私は平成28年4月から認可保育所で、1日5時間、週5日間のパートとして雇用され保育業務に従事していますが、出勤すると必ず1～2時間の残業をしているので週30時間を超えるのですが、この場合は、週30時間以上の勤務要件を満たす対象となりますか？

答：週30時間以上の勤務要件につきましては、事業主との間で交わされた労働契約に基づく所定労働時間数です。したがって、残業時間を加えて毎週30時間を超えたとしても、パートとしての週の所定労働時間は25時間なので、対象にはなりません。

問20：保育所に内定が決まったのですが、申込みはできますか？

答：できます。ただし、申込みにあたっては、対象となる施設・業務に該当するかを確認のうえ、雇用形態や勤務開始日及び週の勤務時間数（週の所定労働時間数が30時間以上で雇用されることが必要です。）が明記された内定書の写しを添付していただく必要があります。

問21：平成28年1月に保育士として就職したのですが、申込みできますか？

答：本制度は平成28年4月1日以降に就職された方、またはこれから就職される方を対象としておりますので、申込みはできません。

大分県社会福祉協議会会長 殿

就職準備金貸付申請書

就職準備金の貸付を受けたいので、社会福祉法人大分県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			性別	男・女	昭和 平成	年	月	日生	(満 歳)	
	氏名	印									
	現住所	〒 -				TEL () -					
		e-mail (@)				携帯 () -					
		保育士登録日	平成	年	月	日	* 保育士証の写しを添付				
		大分県保育士・保育所支援センターの求職者番号：						* 求職者登録証明を添付			
生計を一にする世帯	就職先 (内定先)	法人名			所在地	〒 -					
		事業所名									
	就職(予定)年月日	平成	年	月	日	(内定中の場合は就職予定日を記入)					
	雇用形態	※. どちらかに✓をして下さい。なお、非正規雇用の場合は()内に具体的な雇用形態を記入して下さい。 <input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> 非正規 ()						週の所定 労働時間数	時間		
	申請者及び同一世帯員										
	続柄	フリガナ 氏名	年齢	職業等	現在の月収	備考(健康状態等)					
	本人										
	生活保護の受給	<input type="checkbox"/> 受給している <input type="checkbox"/> 受給していない ← * どちらかに✓									
連帯保証人(本人自筆)	フリガナ			性別	男・女	昭和 平成	年	月	日生	続柄	
	氏名	印							満 歳		
	現住所	〒 -				TEL () -					
		e-mail (@)				携帯 () -					
	勤務先名 及び勤務先住所	〒 -									
貸付希望額	円(下記の合計額(A)と同額。ただし、40万円が上限です。)										
就職準備金の 使途・金額 (該当箇所に 金額を記入 して下さい。)	1. 保育所等への就職によって転居が件う場合における転居費用・・・									円	
	2. 転居先の賃貸物件の借りに件う礼金や仲介手数料・・・									円	
	3. 保育所等で使用する被服費・・・									円	
	4. 保育所等の勤務に当たり研修を受けた際の研修費用・・・									円	
	5. 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費・・・									円	
	6. その他保育所等への就職に当たって必要と考えられる費用・・・									円	
	(下欄に具体的に記入して下さい。)									円]	
	[円]	
		1～6の合計額								円(A)	

※. 添付書類
申請者の履歴書(第2号様式)、貸付申請に係る同意書及び誓約書(第3号様式)、都道府県知事が証する保育士証の写し、大分県保育士・保育所支援センターの求職者登録証明、住民票及び所得証明書(申請者及

び連帯保証人、業務従事証明書（第8号様式）…新たに保育業務に就職したこと（すること）が証明できる雇用契約書・辞令・内定書等（←いずれも雇用形態、勤務開始日及び週の所定労働時間数が明記されていること）の写しを添えたもの。なお、保育業務に勤務した経験がある場合には、直近の保育業務勤務（退職）先のものも必要になります。

生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書を添付して下さい。

* その他、必要な場合は上記以外の書類の提出を求めることがあります。

他の公的給付・貸付制度等の利用状況

有 ・ 無 (有の場合は、名称・ 期間・金額を記入して 下さい)	名称	期間				金額	円
		平成	年	月から平成	年 月		

※. 他の公的給付・貸付制度を利用されている場合、契約書・借用書等の写しを添付して下さい。なお、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他国庫補助事業等を活用した制度を利用されている場合は本制度の利用はできません。

上記に記載の申請者、同一世帯員及び連帯保証人に関する個人情報については、大分県社会福祉協議会保育士就職準備金貸付業務のために利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。なお、書類審査により貸付不承認になった場合、申請書類は返却しません。

※. この申請書は両面印刷して記入して下さい。

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付申請に係る同意書及び誓約書

社会福祉法人大分県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付等制度実施要綱に基づき、下記の事項に同意し、貸付を受けた後は留意事項を遵守することを連帯保証人連署のうえ誓約します。

記

<貸付申請にあたって>

- 1 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 2 貸付申請についての調査、審査のために必要があるときは、私及び私の世帯員、連帯保証人（以下「私等」という。）の資産、収入・負債の状況等につき、貴社会福祉協議会が全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所、医療機関、企業等の関係機関に対し、申請書、添付書類の内容について、情報の提供を求めることに同意します。
また、官公署、他の都道府県社会福祉協議会、弁護士、司法書士、行政書士等から私等の生活福祉資金借入状況、返済状況につき情報の提供を求められた場合、貴社会福祉協議会が情報を提供することについても同意します。
- 3 貸付申請後、大分県社会福祉協議会で書類審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしませんので、予めご了承下さい。
- 4 貸付審査は、原則として、提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。
- 5 貸付申請に際して、ご提出いただいた申請書等につきましては、ご返却いたしませんので、予めご了承下さい。ただし、貸付不承認になった場合は、申請者の住民票、所得証明書、及び連帯保証人の住民票、所得証明書については、ご返却いたします。
- 6 貸付不承認理由については、いかなる場合も開示いたしません。
また、私等は、貸付不承認理由の問合せをするなど一切の異議の申立てをいたしません。

<貸付後の留意事項>

- 1 借入後は、実施要綱第11に規定する児童の保護等の業務に引き続き従事すること。
- 2 就職準備金の返還の債務が生じたときは、借入金を返還し、大分県社会福祉協議会に迷惑をかけること。
- 3 届出義務を履行すること。

申請者 住 所

氏名（自署）

印

連帯保証人 住 所

氏名（自署）

印

振込口座届

大分県社会福祉協議会会長 殿

届出事由	1：新規 2：変更 3：その他（ ）		
住 所	〒 — 携帯： — —		
借受人 氏 名	フリガナ	生年 月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)
	印		

下記のとおり、修学資金等の振込口座を届け出ます。

振込先	金融機関名							
	支店名	支店						
	口座の種類	普通預金						
	口座番号							
口座名義	フリガナ							

※. 口座は必ず借受人本人名義のものに限ります。

※. 振込口座通帳のコピー（金融機関名、口座番号、名義が確認できるもの）を必ず添付すること。

* 社協使用欄

貸付決定番号

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
 (借受人)住所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

返 還 計 画 書

下記のとおり、修学資金等を返還します。

借用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (カ月間)
借用金額	円 (a)
一部免除決定額	円 (b)
既返還済額	円 (c)

返還金額	円 = (a) - (b) - (c)	
返還方法 *いずれかに○を して下さい。	一括払い	円 (上記と同額)
	月 賦	初 回 円 2回目以降 円
返還期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (回払)	

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人)住所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

返 還 免 除 申 請 書

修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借入期間	平成 年 月 から 平成 年 月 日 まで
借用金額	円・・・(a)
既返還済額	円・・・(b)
未返還額	円・・・(c) = (a) - (b)

返還免除申請額	円
返還免除申請理由 (該当の番号を○で囲む)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2年間保育業務に従事 2. 心身の故障 3. 死亡 4. 借入期間以上、保育業務に従事 5. その他

※. 返還免除申請理由に応じ、下記書類の添付が必要です。

【添付書類】

1. 4. 5. 業務従事証明書（第8号様式）
 ※. 上記において、複数の事業所に従事し合算して要件年数を満たせる場合は、それがわかる枚数が必要です。
2. 医師の診断書等の写し
3. 死亡診断書、又は借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本
5. [] 内に理由を記入し、それを証明する書類

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(申請者)住所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

返 還 猶 予 申 請 書

修学資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借入期間	平成 年 月 から 平成 年 月 日 まで
借用金額	円・・・(a)
既返還済額	円・・・(b)
未返還額	円・・・(c) = (a) - (b)

返還猶予申請額	円
返還猶予申請期間	平成 年 月 から 平成 年 月 日 まで
返還猶予申請理由 (該当の番号を○で囲む)	<p>1. 大分県内等において保育業務に従事中</p> <p>2. 災害</p> <p>3. 疾病、負傷</p> <p>4. その他やむを得ない理由</p> <p>※. 返還猶予申請理由に応じ、下記書類の添付が必要です。</p>

【添付書類】

1. 業務従事証明書（第8号様式）…事業主の証明を得たもの
2. 自治体（市町村役所）が発行する罹災証明書等
3. 医師の診断書等の写し
4. [] 内に理由を記入し、それを証明する書類

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人)住所 〒 -

氏名 印

携帯番号 - -

業務従事証明書

次のとおり、業務従事について届出します。

業務従事先等 <small>(雇用形態・従事業務については、いずれかに✓をし、非正規雇用やその他の場合は()内に具体的に記入して下さい。)</small>	所在地	〒 - TEL () -	
	事業所名 (施設名)	※. 施設の種別	
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用()	
	労働時間	1週間における所定労働時間数 _____ 時間	
	従事業務	<input type="checkbox"/> 保育業務 (児童の保護等) <input type="checkbox"/> その他 ()	
業務従事期間等 <small>(内定中・在職中・既退職のいずれかに✓をし、該当期間を記入して下さい。なお、いずれであっても中断期間があれば該当箇所に記入して下さい。)</small>	<input type="checkbox"/> 内定中	平成 年 月 日から従事予定	
	<input type="checkbox"/> 在職中	平成 年 月 日から	
	<input type="checkbox"/> 既退職	平成 年 月 日から平成 年 月 日 (年 箇月)	
	業務の中断 (休業) 期間	<small>* 該当する場合のみご記入下さい。</small> 平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで (年 箇月)	
業務の中断 (休業) の理由	<small>* 該当する場合のみご記入下さい。</small>		

※. 施設の種別…事業所（施設）が規定されている又は認可等を得ている法的根拠について記入して下さい。なお、記入に際しては、“保育士修学資金貸付事業の手引き（借受人保有）”の6～7ページに掲載されている13. 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務－「2 業務従事施設等」の中から選択し、該当する番号を下記の例を参考に、上の表の二重線で囲まれているところに記入して下さい。

例1) 児童福祉法第7条に規定する保育所 → (1)

例2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園で預かり保育を常時実施している施設 → (2)ア

事業主証明欄	上記のとおり、相違ないことを証明します。
	平成 年 月 日
	事業所名
	代表者の職・氏名 印

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号（ ）

（借受人）住 所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

現 況 報 告 書

下記のとおり、平成 年4月1日現在の現況を報告します。

借受人現住所		(〒 -) 携帯 - -
勤 務 先	所在地	(〒 -) 電話 () -
	名 称	
	職 種	<input type="checkbox"/> 保育業務（児童の保護等） <input type="checkbox"/> その他（ ）
勤務していない場合 （現在の状況）		

※. 返還が免除されるまで、毎年4月15日までに提出して下さい。

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人) 住 所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

異 動 届

下記のとおり、届出をいたします。

(* 該当する届出番号を○で囲み、内容について記入及び必要書類を添付して下さい。)

1	借受人住所等の異動 (変更)	* 添付書類 住民票		
	住 所	〒 - 携帯番号 - -	フリガナ 氏 名	
2	連帯保証人住所等の異動 (変更)	* 添付書類 住所・氏名変更の場合、住民票		
	住 所	〒 - 携帯番号 - -	フリガナ 氏 名	
	勤務先名称			
	勤 務 先 所 在 地	〒 -	TEL: () -	
3	借受人の勤務先の異動 (変更)	* 添付書類 業務従事証明書 (第8号様式)		
4	就業 (就職、または再就職したとき)	* 添付書類 業務従事証明書 (第8号様式)		
5	退 職	今後、大分県内等において保育士等として保育業務に就く意思が <input type="checkbox"/> ない ・ <input type="checkbox"/> ある (←いずれかに☑をつけて下さい。)	* 添付書類 業務従事証明書 (第8号様式)	
	退職年月日	平成 年 月 日		
	退職理由	<input type="checkbox"/> 自己都合 <input type="checkbox"/> 契約期間満了 *いずれかに☑をつけて下さい。なお、その他の場合は理由を記入して下さい。 <input type="checkbox"/> その他 ()		
6	貸付辞退	辞退日: 平成 年 月 日		
7	<input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 停職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 *上記のいずれかに☑をつけて下さい。	* 左記の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
8	復 職	復職年月日: 平成 年 月 日		

* 7 休職・停職・長期欠勤、8 復職 の場合は、事業主 (就業先) による下記欄の証明が必要です。

事業主 証明欄	休職、停職、長期欠勤、復職については上記のとおり、相違ないことを証明します。
	平成 年 月 日
	事業所名
	代表者の職・氏名 印

借受人死亡届

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(届出者)住所 〒 -

氏名 印

携帯番号 - -

借受人との関係

借受人が死亡したので、次のとおり届け出ます。

借受人氏名	フリガナ	生年 月日	昭和・平成 年 月 日
勤務先			
死亡年月日	平成 年 月 日		
死亡の原因			

* 【添付書類】 死亡診断書、または借受人の戸籍抄本若しくは戸籍謄本を添付して下さい。

平成 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人)住所 〒 -

氏名 印

携帯番号 - -

連帯保証人変更願

下記のとおり、連帯保証人を変更したいのでご承認下さい。

ご承認の上は、新保証人は借受人と連帯して保育士修学資金貸付等制度実施要綱に基づく就職準備金の返還の債務を負担します。

変更年月日	平成 年 月 日						
変更理由							
新 連 帯 保 証 人	フリガナ				性別	男・女	続柄
	氏名	印					
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)					
	住所	〒 - TEL : () 携帯 : - - e-mail : ()					
	勤務先名				年間所得の概算額	万円	
	勤務先所在地	〒 - TEL : ()					
旧 連 帯 保 証 人	氏名						
	住所	〒 - TEL : () 携帯 : - -					

* 添付書類

- 新連帯保証人の { 1. 住民票
2. 所得証明書

平成28年度 保育士就職準備金申請チェックリスト

※. 提出書類と一緒に、このチェックリストも大分県社会福祉協議会あてに提出して下さい。

申請者氏名 _____

【対象チェック】

内 容	チェック	備考
1 申請時において自身又は配偶者若しくは一親等の親族が大分県内に住民登録している。	<input type="checkbox"/>	
2 保育士登録後1年以上経過している	<input type="checkbox"/>	
3 下記の施設又は事業について… <input type="checkbox"/> 離職後1年以上経過した // … <input type="checkbox"/> 当該施設・事業に勤務経験がない ※. 該当する方に✓して下さい。		
* 児童福祉法に規定する…保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、 * 学校教育法に規定する…幼稚園		
4 平成28年4月1日以降の就職先について、業務従事施設が“貸付・返還の手引き”6ページの2業務従事施設等のどれに該当するか、番号を記入して下さい。 例) 認可保育所であれば(1)と右の欄に記入。		※. ここに記入して下さい

【記載内容確認チェック】

内 容	チェック	備考
1 第1号様式 (就職準備金貸付申請書)	<input type="checkbox"/>	申請者本人が直筆のこと
2 すべて記入している	<input type="checkbox"/>	
3 押印(認印)している	<input type="checkbox"/>	
【申請者】記載欄	<input type="checkbox"/>	
5 第1号様式 (就職準備金貸付申請書)	<input type="checkbox"/>	連帯保証人が直筆のこと
6 すべて記入している	<input type="checkbox"/>	
7 押印(認印)している	<input type="checkbox"/>	
【連帯保証人】記載欄	<input type="checkbox"/>	債務を連帯保証する申請内容について把握・認識した

注) 直筆できない理由がある場合は、大分県社会福祉協議会までご相談下さい。

【提出書類チェック】

内 容	チェック	備考
1 就職準備金貸付申請書(第1号様式)	<input type="checkbox"/>	
2 申請者の履歴書(第2号様式)	<input type="checkbox"/>	
3 貸付申請に係る同意書及び誓約書(第3号様式)	<input type="checkbox"/>	
4 都道府県知事が証する保育士証の写し	<input type="checkbox"/>	
5 大分県保育士・保育所支援センターの求職者登録証明	<input type="checkbox"/>	
6 申請者の住民票、所得証明書	<input type="checkbox"/>	
7 連帯保証人の住民票、所得証明書	<input type="checkbox"/>	
8 業務従事証明書(第8号様式)雇用契約書か内定書の写し添付	<input type="checkbox"/>	
9 申請チェックリスト(この用紙)	<input type="checkbox"/>	
○ 生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/>	該当者のみ

※. 不明な点や詳細はお問い合わせ下さい。

【その他】

- ・ 大分県社会福祉協議会では、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。
- ・ 申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。



大分県社会福祉協議会マスコットキャラクター
「だいふくん」(右) と「さくらかーさん」(左)